

碧南市優良工事施工業者表彰及び優良工事公表要領

(目的)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者及び現場技術者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、優良工事施工業者の表彰及び優良工事の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 表彰及び公表の対象となる工事は、市内業者及び準市内業者が元請として施工したもののうち、表彰及び公表年度の前年度に完了した工事で、1件当たりの当初契約時の請負金額が500万円以上のものとする。

(優良工事施工業者の表彰基準)

第3条 表彰の対象となる優良工事施工業者は、次のいずれにも該当する建設業者とする。

- (1) 工事成績評定点が80点以上の工事を施工していること。
- (2) 表彰年度の前年度に完了した1件当たりの当初契約時の請負金額が500万円以上の工事实績が3件以上あり、かつ、そのいずれもの工事成績評定点が、同一業種における平均点以上であること。ただし、同一業種における平均点とは、前年度に完了した予定価格が130万円を超える工事で、少数点以下を切り捨てたものとする。
- (3) 表彰年度の前年度に完了した予定価格が130万円を超える工事で、業種を問わず、工事成績評定点が65点未満の工事を施工していないこと。
- (4) 表彰年度の前年度に、入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(優良工事の公表基準)

第4条 公表の対象となる優良工事は、工事成績評定点が80点以上のものとする。

(優良工事施工業者及び優良工事の決定)

第5条 優良工事施工業者及び優良工事は、それぞれの基準を満たし、表彰年度の前年度の4月1日から公表日の前日までに、表彰及び公表の対象としてふさわしくない行為等がないものの中から、碧南市入札審査委員会において決定する。

(優良工事施工業者の表彰の方法)

第6条 表彰は、市長名の表彰状の贈呈をもって行うものとする。

(優良工事施工業者及び優良工事の公表の方法)

第7条 公表は、碧南市総務部資産活用課のホームページに掲載する。

(庶務)

第8条 この要領に関する事務は、総務部資産活用課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。